◇**水循環基本法**（法律第一六号）（内閣官房・国土交通省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいうこととし、「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいうこととした。（第二条関係）

(三)　基本理念

(1)　水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならないこととした。（第三条第一項関係）

(2)　水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(3)　水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維持されるよう配慮されなければならないこととした。（第三条第三項関係）

(4)　水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければならないこととした。（第三条第四項関係）

(5)　健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこととした。（第三条第五項関係）

(四)　関係者の責務等

(1)　国の責務

国は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

(2)　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）

(3)　事業者の責務

事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有することとした。（第六条関係）

(4)　国民の責務

国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。（第七条関係）

(五)　関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

(六)　施策の基本方針

水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこととした。（第九条関係）

(七)　水の日

(1)　国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設けることとした。（第一〇条第一項関係）

(2)　水の日は八月一日とすることとした。（第一〇条第二項関係）

(3)　国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないこととした。（第一〇条第三項関係）

(八)　法制上の措置等

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一一条関係）

(九)　年次報告

政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこととした。（第一二条関係）

2　水循環基本計画

政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を定めなければならないこととした。（第一三条関係）

3　基本的施策

国及び地方公共団体は、貯留・涵養機能の維持及び向上、水の適正かつ有効な利用の促進等及び流域連携の推進等に必要な措置を講ずることとし、また、国は、健全な水循環に関する教育の推進等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、水循環施策の策定に必要な調査の実施、科学技術の振興並びに国際的な連携の確保及び国際協力の推進に必要な措置を講ずることとした。（第一四条～第二一条関係）

4　水循環政策本部

水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部を置くとともに、所掌事務、組織等について規定することとした。（第二二条～第三一条関係）

5　施行期日等

(一)　この法律は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。

◇**雨水の利用の推進に関する法律**（法律第一七号）（国土交通省）

1　この法律は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めることにより、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　国等の責務

(一)　国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとすることとした。（第三条第一項関係）

(二)　国及び独立行政法人等は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第三条第二項関係）

(三)　地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこととした。（第四条第一項関係）

(四)　地方公共団体及び地方独立行政法人は、自らの雨水の利用を推進するための措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第四条第二項関係）

(五)　事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとすることとした。（第五条関係）

3　法制上の措置等

政府は、雨水の利用の推進に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

4　基本方針

(一)　国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第七条第一項関係）